



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 百十四銀行
代 表 者 名 取締役頭取 綾田 裕次郎
(コード番号 8386 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 佐久間 達也
(T E L. 087-836-2787)

定款一部変更および「ガバナンス協議会」の位置付け変更に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に係る「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 148 期定時株主総会に付議すること、および取締役会の諮問機関として運営しておりました「ガバナンス協議会」を任意の委員会と位置付けることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更について

(1) 定款変更の目的

①平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)

(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。) によって、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当行は取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行する予定です。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

②改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。

これにより、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となっているため、変更案第 33 条(取締役の責任限定契約)といたします。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. 会計監査人</p>

現行定款	変更案
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第19条 (条文省略)	第13条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第20条 当銀行の取締役は、15名以内とする。 (新設)	第20条 当銀行の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。 ②当銀行の監査等委員である取締役は8名以内とする。 (取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、 <u>退任した監査等委員である</u> 取締役の任期の満了する時までとする。
(役付取締役)	(役付取締役)
第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取若干名を定める。ただし、業務の都合により取締役会長、取締役副頭取はこれを定めないことができる。	第23条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取若干名を定める。ただし、業務の都合により取締役会長、取締役副頭取はこれを定めないことができる。
(代表取締役)	(代表取締役)
第24条 取締役会は、その決議によって取締役頭取を代表取締役に選定するほか、その他の代表取締役若干名を選定することができる。	第24条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役頭取を代表取締役に選定するほか、その他の代表取締役若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
第 25 条 (条文省略) (取締役会の招集権者および議長) 第 26 条 (条文省略) (条文省略) (新設) (取締役会の招集通知) 第 27 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役会は、取締役 <u>および監査役の全員</u> の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	第 25 条 (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長) 第 26 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>監査等委員会が選定する監査等委員は、前二項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第 27 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
第 28 条～第 29 条 (条文省略) (新設)	第 28 条～第 29 条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 30 条 当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第 30 条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役の責任限定契約) 第 32 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に掲げる額の合計額とする。	第 31 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u> 定める。 (取締役の責任限定契約) 第 33 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に掲げる額の合計額とする。

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第33条 当銀行の監査役は、5名以内とする。	(削除) (削除)
(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役および常任監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 ②監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会規定) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
(社外監査役の責任限定契約) <u>第41条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額とする。</u> (新設) (新設)	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u> (常勤の監査等委員) <u>第34条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議)</u> <u>第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規定)</u> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u>
第6章 計 算 第42条～第45条（条文省略）	第6章 計 算 第38条～第41条（現行どおり）
以上	以上

(3)日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月29日（木）
 定款変更の効力日 平成29年6月29日（木）

2. 「ガバナンス協議会」の位置付け変更について

当行では、取締役会の諮問機関として、平成27年10月に「ガバナンス協議会」を設置し、取締役等の指名・報酬等に関する事項等を協議してまいりましたが、監査等委員会設置会社への移行を機に、改めて任意の委員会として位置付け、経営上の重要な事項に関する決定プロセスの透明性・客観性を一層高めてまいります。

(1) 本協議会の概要

項目	内 容
構成（委員）	社外取締役、取締役会の議長、監査等委員会の委員長 (過半数は社外取締役とする)
委員長	取締役会の議長
主な協議事項	・取締役の指名に関する事項 ・監査等委員ではない取締役の報酬等に関する事項 ・取締役会の評価に関する事項 ・その他経営上の重要な事項

(2) 実施日

平成29年6月29日（木）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

総務部 総務グループ 前川 【電話】087-836-2546
経営企画部 広報 CSR グループ 太田(康) 【電話】087-836-2916